



(認可外保育施設事業者様向け)

幼児教育・保育の無償化に伴う  
特定子ども・子育て支援の提供に係る  
領収証及び提供証明書  
発行マニュアル

# 1 本マニュアルの概要

本年10月1日から開始される「幼児教育・保育の無償化」により、認可外保育施設（以下、施設）の利用料が無償化の対象となります。

利用者が利用料の無償化を受ける（→キャッシュバック申請をする）にあたり、利用した施設において、

- いつ、特定子ども・子育て支援（無償化の対象となる保育）を利用したか
- 利用者が施設に支払った金額のうち、いくらが無償化の対象となるのか

を証明する書類を、利用者に渡してもらう必要があります。

各施設が、無償化に伴う事務負担が過度に増えることのないよう、本市において「特定子ども・子育て支援に係る提供及び費用に関する証明書」という、利用者に渡していただく参考様式を作成しました。

事業者様におかれましては、本マニュアルをお読みいただくとともに、参考様式を必要に応じて活用いただき、利用者が支障なく無償化が受けることのできるよう、ご協力をお願いいたします。

## 2 利用者が施設利用時に、施設から渡していただく書類

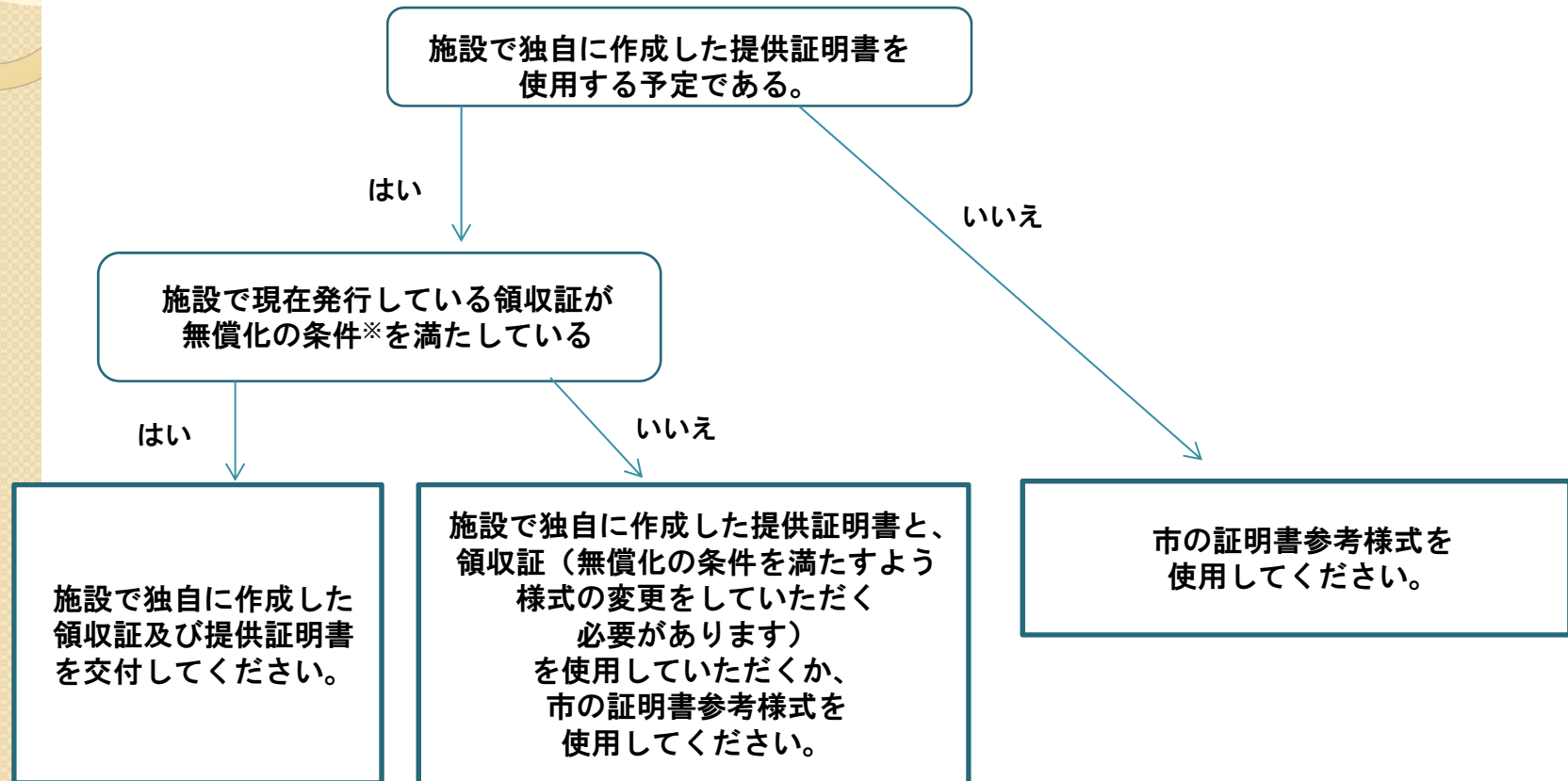
- ① 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（以下、領収証）
  - 特定子ども・子育て支援利用料（無償化の対象となる費用）と、特定費用（昼食代等、無償化の対象とならない費用）とを分けて記載していただく必要があります。
  - 発行のタイミングは、月ごとの発行、利用ごとの発行、どちらでも可能です。

- ② 特定子ども・子育て支援提供証明書（以下、提供証明書）
  - 「提供した「特定子ども・子育て支援」の内容」、「提供した日」、「提供時間帯」及び「費用」を記載していただく必要があります。
  - 発行のタイミングは、月ごとの発行のみです。利用ごとの発行はできません。

※本市が様式を提供する「特定子ども・子育て支援に係る提供及び費用に関する証明書」は、①と②を兼ねた様式となっており、この様式1枚のみ利用者に渡せば足りる内容となっております。（他市町村在住のお子さんが利用する場合は、別途園が用意した領収証が必要な場合があります。）

### 3 利用者へ渡す書類の決定フローチャート

※施設によって、今お渡ししている領収証等の書式は様々かと思われます。  
下記フローチャートを参考に、どの様式を使用するかを決定してください。



※特定子ども・子育て支援利用料（無償化の対象となる費用）と、特定費用  
（昼食代等、無償化の対象とならない費用）とを分けて記載することが無償化の条件

## 4 Q&A

Q1：市の参考様式を手書きで使用することは可能か。

A1：手書き入力、エクセル入力どちらでも可能です。

Q2：うちの保育園は一時預かりをやっていて、月の初旬に3回ほど利用した人に一度提供証明書を渡した。その後、同じ月にもう一度同じ人が利用した場合、既に渡した提供証明書を差し替える必要はあるか。

A2：提供証明書（及び市の参考様式）は、できる限り一月分まとめて作成していただく必要がありますが、事情により同じ人の同じ月の提供証明書が複数枚に分かれてしまったとしても、それにより無償化が受けられないわけではありません。